

## 回答書

議題等	質問事項等	回答
<p>(1) 成田市地域公共交通網形成協議会設置要綱の改正について</p>	<p><b>【質問等①】</b>            第7条            3 委員に事故があるときは、当該機関におけるその者の職務を代理又は補佐する者に代理させることができる。</p> <p>代理出席に関する要件について、「事故」の表現が適切ではないのではないか。他の自治体では「やむを得ない理由があるときは、あらかじめ届け出て代理人を出席させることができる。この場合の当該代理人には当該委員と同一の権限を付与する…」との表現を用いている。</p>	<p><b>【回答①】</b>            他自治体の事例を参考に次のとおり、修正いたします。            なお、ご提示のありました他自治体の事例では、「あらかじめ会長に届け出る」旨の記載がありましたが、本市では、緊急の際の対応や連絡方法を限定しないよう配慮しました。</p> <p>第7条            3 <u>委員は、やむを得ない理由があるときは、代理人を協議会に出席させることができる。この場合当該代理人には、当該委員と同一の権限を付与するものとする。</u></p>
	<p><b>【質問等②】</b>            (会議)第7条3委員に事故あるときは、..について、「事故」の定義はなにか。また、「やむを得ない理由により出席できない場合は、予め届け出ることににより..」とすることが適当ではないか。</p>	<p><b>【回答②】</b>            「事故」とは、「長期又は遠隔の旅行、病気等の事由により職務を行うことができない状態」を示しております。ご指摘に対し、<b>【回答①】</b>のとおり修正いたします。</p>
<p>(3) 成田市地域公共交通網形成計画の策定スケジュールについて</p>	<p><b>【質問等③】</b>            交通事業分科会の協議が難航しており、また、緊急事態宣言延長が現実視される中、2カ月足らずで素案策定に至ることが可能なか？12月の期日に縛られ、審議が不十分のまま多数決で実行されることは避けたい。</p>	<p><b>【回答③】</b>            緊急事態宣言延長や期日について懸念される場所ではありますが、交通事業分科会をはじめ、本協議会委員の皆様にご理解をいただいたうえで、本計画の策定に努めてまいります。</p>

議題等	質問事項等	回答
<p>(3) 成田市地域公共交通網形成計画の策定スケジュールについて</p>	<p><b>【質問等④】</b> 資料3に提示のスケジュールについて、これまでの分科会・協議会の状況、また足元の新型コロナウイルス感染症の影響（緊急事態宣言など）がある中、5月に素案策定、12月に交通計画策定とあるが、スケジュールありきにより議論不十分とならぬよう、分科会、協議会の開催回数・日程等を調整していただきたい。</p>	<p><b>【回答④】</b> 【回答③】のとおりご理解いただきますようお願いいたします。</p>
	<p><b>【質問等⑤】</b> 期限内に意見がまとまらない場合はどうなりますか？</p>	<p><b>【回答⑤】</b> 本協議会委員の皆様にご理解をいただいたうえで、計画策定に努めてまいります。</p>